

秋田県告示第444号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成26年9月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成26年8月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
コダマ設備工業社
能代市盤若町4-6
児玉 勇二
秋田県知事許可（般-23）第8485号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成26年8月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。